

フォークリフトの安全のための厚生労働省、協賛団体の取組み紹介

一般社団法人日本産業車両協会

1. 陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会の提言
2. 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドラインにおける、荷役作業時の安全対策荷主の実施推奨を荷主に要請
3. 緑十字展2023／第82回全国産業労働安全衛生大会

1. 陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会の提言

(1) 検討会の概要

陸運業における労働災害の約7割は荷役作業時に発生しており、またその約7割が荷主、配送先等で発生していることから、特に荷役作業における労働災害を防止するため、厚生労働省の指導の下、学識経験者、労使代表者等による検討会が、陸上貨物運送事業労働災害防止協会によって設置され（令和3年12月に第1回から令和4年8月まで計10回開催）、今後の安全対策のあり方について検討され、9月に報告書が作成・公開された。

(2) 検討会の提言（フォークリフト関係抜粋）

提言1： シートベルト着用警告又はインターロック機構のJIS規格化

提言2： フォークリフト作業に関する安全対策の充実

ア．フォークリフトのシートベルト使用の義務化

イ．フォークリフトの用途外使用の禁止

ウ．フォークリフト運転業務従事者の能力向上

1. 陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会の提言

【提言1】 シートベルト着用警告又はインターロック機構のJIS規格化

一般社団法人日本産業車両協会が進めるシートベルト着用警告又はインターロック機構に関する規格化への対応について、厚生労働省及び陸災防の支援が重要であるので、必要な対応を行われない。

【シートベルト警告・インターロック】

フォークリフトが転倒、あるいは通路から落下して、運転手が運転席から転落して、死傷に至るといった事故が多く発生しているが、シートベルトを装着して、被害を防止あるいは軽減するための安全技術。

(1) シートベルト未装着警報

運転席のモニターに、シートベルトを装着していないことを表示して運転手に知らせる機能。

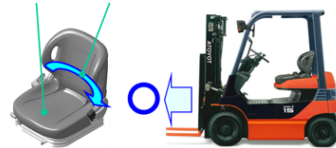


(2) シートベルト未装着時走行・荷役インターロック機構

着席後にシートベルトを着けないと走行・荷役動作をロックし、アラームで警告する機能。

→いずれもシートベルト未装着による事故防止に貢献

シートベルト未装着警告
着席後のシートベルト装着で走行・荷役可能に



シートベルト装着を確実に励行

現在国内で販売されている座席式フォークリフト（最大積載量1t未満の一部機種を除く）には、すでに左記機能がオプション装備されているが、JIS D6001-1「フォークリフトトラック—安全要求事項及び検証—第1部：フォークリフトトラック」の次回改正時に、規格に採用・掲載することを、原案作成団体である日本産業車両協会として進めていく。
(2024年度予定)

1. 陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会の提言

【提言2】 ア.フォークリフトのシートベルト使用の義務化

フォークリフトに起因する労働災害防止対策の基本であるシートベルトの使用は、現行法令上規定されていないが、フォークリフト運転技能講習においても、シートベルト着用を徹底している実情を踏まえ、法令の規定整備が必要であるとの意見を踏まえた対応を検討されたい。

【フォークリフトの横転・転落事故での被害軽減】

死亡災害としてフォークリフトの操作を誤って、作業していたプラットフォームから転落したり、何かに乗り上げて転倒したりして、オペレーターが投げ出されて死亡といった災害は、毎年数件発生。シートベルト着用の有無が不明のケースもあるが、もし着用していたら、車両が転倒してもオペレーターが完全に車外に放り出されることが防げ、死亡にまでは至らなかった可能性もある。

提言を受けての法改正は行われていないが、フォークリフトの使用者に運転時のシートベルト着用徹底を呼びかけていく。
陸上貨物運送事業労働災害防止協会の「労働災害防止計画（令和5～9年度）」の“フォークリフト作業における災害の防止”“でもシートベルト着用を徹底することが重点対策に含まれている。

1. 陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会の提言

【提言2】 イ. フォークリフトの用途外使用の禁止

現在、法令上一定の条件下で認められているフォークリフトの用途外使用において、法令で求められている適切な対策が取られないまま使用され、死亡災害等の重大な災害が引き起こされていることから、フォークリフトに係る用途外使用を禁止する必要があるとの意見を踏まえた対応を検討されたい。

労働安全衛生規則 第151条の14

事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

⇒フォークリフトで持ち上げたパレットやフォークの上に人が乗って高所で作業を行っていて、誤って転落・死亡に至った災害が毎年数件発生。

提言を受けての法改正は行われていないが、フォークリフトで上昇させた爪の上や、パレットの上に人が乗って作業は行わず、高所作業をフォークリフトを用いて行いたい場合は、オーダープッキングフォークリフトを使用し、なおかつ安全帯を装備すること等呼びかけていく。陸上貨物運送事業労働災害防止協会の「労働災害防止計画（令和5～9年度）」でも用途外使用の禁止を徹底としている。

1. 陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会の提言

【提言2】 ウ. フォークリフト運転業務従事者の能力向上

フォークリフト技能講習修了者については、行政指導により、「フォークリフト運転業務安全教育」が定められているが、示されているカリキュラムに実技が含まれていない。また、その実施は低調な状況である。カリキュラムに実技を追加するとともに、当該安全教育を徹底する必要がある。

なお、陸災防において平成27年度から実施している「フォークリフト荷役技能検定」は、能力向上に寄与するものであり、厚生労働省との連携により、一層積極的な取組を進めていただきたいとの意見を踏まえた対応を検討されたい。

フォークリフト荷役技能検定

- ・ フォークリフト運転者の安全・正確・迅速な荷役作業の技能を「1級」及び「2級」として評価・認定するもので、技能の向上を通じて荷役災害の防止を図ることを目的とする。
- ・ 技能検定の職種は「フォークリフト荷役」、作業は「フォークリフトによる荷役作業」。
- ・ 技能検定の対象とする業種は、陸運業、製造業をはじめ、フォークリフトを使用するすべての業種。
- ・ 技能検定試験は、①学科試験、②点検試験（実技）及び③運転試験（実技）により行う。

2. 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドラインにおける、荷役作業時の安全対策荷主の実施推奨を荷主に要請

- (1) 「物流の2024年問題」への対応を加速することを目的として、政府の「我が国の物流の革新に関する閣僚会議」より、「物流革新に向けた政策パッケージ」が6月2日発表された。そして、その政策実施のため、経済産業省、農林水産省、国土交通省の連名で、発荷主事業者・着荷主事業者・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめた標記ガイドラインも同日公表された。
- (2) 同ガイドラインの発荷主・着荷主に共通する事項で、実施することが推奨される事項として、「**荷役作業時の安全対策**：荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じるとともに、事故が発生した場合の損害賠償責任を明確化する。」と記載された。

3. 緑十字展2023／第82回全国産業労働安全衛生大会

【令和5年9月27日（水）～29日（金）（1）、（2）共にポートメッセなごやで開催】

（1）緑十字展2023

特別企画展「防ごう！フォークリフト災害」を開催

- ・実演ブース 無人搬送車の実演
- ・企業・団体ブース

フォークリフト等の安全な使用に資する製品・サービスの展示・紹介

ドライブレコーダー、スピード制御装置、接近警報システム、

ラインライト、安全教育、教育教材、登録教習機関、法令・制度紹介等

☆詳しくは、同展特設サイト <https://www.congre.co.jp/gce2023/> をご覧下さい。

（2）第82回全国産業労働安全衛生大会

9月29日（金）14：30～15：40のプログラムで、本日の報告内容の一部を紹介

☆詳しくは、同大会特設サイト <http://jisha-taikai2023.com> をご覧下さい。

日本産業車両協会は、これからも会員メーカーと共に、安全なフォークリフトの開発・提供を行って、フォークリフトに起因する労働災害をなくしていけるよう取り組んでまいります。



SAFETY ACT

フォークリフト事故ゼロを目指して